

令和6年度 第3回箕面市建築審査会議事録

日 時：令和7年2月13日（木）午前10時00分から午前11時15分

場 所：箕面市役所本館 2階 特別会議室

出席者：・箕面市建築審査会委員

岩田委員、岡委員、牧委員、横内委員、嶺倉委員

・処分庁

審査指導室：堤室長、猪口室長補佐、藤田参事、船井

・第1号～第4号議案、関係室

交通政策室：黒田担当室長、田代室長補佐

・事務局

審査指導室：藤井

傍聴者：無し

案 件：

1. 案件

- ・第1号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）
- ・第2号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）
- ・第3号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）
- ・第4号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）

2. 報告

- ・建築許可の報告について（法第43条第2項第2号許可）（7件）

3. その他

議事録：

1. 案件

- ・第1号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）
- ・第2号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）
- ・第3号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）
- ・第4号議案 建築許可の同意について（法第44条第1項第2号許可）

同意された。

（◆委員の意見、◇処分庁の回答）

第1号議案

◆道路際に上屋を寄せて配置していない理由は何か。

◇埋設管等により基礎の位置に制限がある。

◆乗降口直近への上屋配置を基本とした上で、場所ごとの条件によるという考え方か。

- ◇そのとおりである。物理的な要因や費用対効果を鑑み位置を決めている。
- ◆敷地は道路内の緑地帯の一部か。
- ◇緑地帯である。範囲内には低木があるが、放置自転車対策のため脇へ復旧（植替え）する。
- ◆需要があれば自転車駐輪場としてはどうか。
- ◇放置自転車対策は、キューズモールへ駐輪場を整備し3時間無料として利用促進を図っている。
キューズモールの建物壁側も駐輪場へ整備し、各所に分散配置している。
- ◆バスに乗降する際、歩行者と自転車が衝突する恐れはないか。
- ◇バス停の乗降及び待合場所より内側（建物側）に歩道があるため、衝突の恐れは無い。

第2号議案

- ◆視覚障害者用の点字ブロックとベンチとの離隔距離は適切か。
- ◇点字ブロックの離隔距離は設置基準上60cm以上である。府道の道路管理者と協議し、基準通りで良いと判断した。基準の範囲内であれば点字ブロックは直線（曲げない）が基本とされている。
- ◆歩道幅員は十分確保できているか。
- ◇ベンチの先端から側溝まで1960mmが最小であるが、道路に沿って400mm幅の側溝（蓋有り）があるため、有効幅員は2mを確保できている。（2mが基準）
- ◆自転車ネットワークの整備状況はどうか。
- ◇自転車ネットワークは各道路管理者が整備している。本申請敷地の道路（府道）は車道上に矢羽根の表示を行う予定である。原則、自転車は車道を通行するが、自転車も注意の上で通行できる自転車歩行者道という規制付きの歩道があり、本申請敷地も該当する。歩行者の安全対策としては、バス停の両サイドに注意喚起の路面標示を行う計画である。
- ◆他の場所も同様か。
- ◇第2号、第3号、第4号議案について同様の注意喚起を行っている。
- ◆昨年度道路内建築物の許可を行った萱野のバス停では、路面標示で自転車レーンを色塗りしている。サインの考え方は。
- ◇萱野のように歩道が広く自転車と歩行者を分けることができる場合は、自転車レーン2m、歩行者レーン2mが基本になり、レーンを色塗りする。自転車レーンを別途確保できない場合は車道に矢羽根（混在型）の表示を行う。

第3号議案、第4号議案

- ◆第4号議案は上屋が近隣の建物に近接している。近隣説明は行っているか。
- ◇行っている。店舗の看板もあるため、丁寧に説明を行った。
- ◆今後、箕面市全域のベンチ設置に加え、上屋の整備も行うのか。
- ◇上屋は今回のバス停のみの予定である。
- ◆歩道の白い線は何か。
- ◇自転車歩行者道の規制である。自転車が歩道を通行する場合は車道寄りであることを視覚的に明確化する石が入っていたものが、老朽化等によりラインに置き換わったものである。
- ◆自転車と歩行者が衝突する恐れはないか。
- ◇バス停両端に路面標示を行い注意喚起している。また、市道の道路管理者において自転車道の整備を行っていく。既存の植樹帯等を削り自転車と歩行者に2mずつの幅が確保可能な場所は、青

色のレーンを整備する。中央線（市道）は市役所より東向きは整備済みである。

◇バス停の部分はどのような整備か。

◆バス停の部分は青色のレーンを引かない。自転車歩行者道の規制があるために、自転車は歩行者に注意しながら歩道を通ることができるという状況であり、本来自転車は車道の通行が基本のためである。

◇バス停の夜間の明るさは、上屋があっても十分か。ベンチの側面に衝突する危険性はないか。

◆明るさは周辺の街路灯でまかなえている。安全対策上ベンチの側面に反射テープを設置する。

◇第3号議案において、電柱の位置は支障がないか

◆上屋からはある程度の距離をとっているが、運用し支障がないか見ていく。

◇ベンチは全て道路内の設置か。

◆基本道路内であるが、協力が得られれば民地にも設置している。

2. 報告

- ・建築許可の報告について（法第43条第2項第2号許可）（7件）
報告案件第22号～28号、全て了承された。

3. その他

- ・次回の建築審査会は未定、開催についてはその都度調整する。
サンプラザ1号館の建替については高度地区の特例許可の他、法第59条の2による総合設計を予定している。

以上